

※外貨預金規定改定のお知らせ※

以下のとおり外貨預金規定を改定し、平成 22 年 4 月 1 日以降、新規定によりお取扱いさせていただきます。

この取扱いに関しましてご不明な点がございましたら、窓口までお問合せください。

株式会社 リそな銀行

1. 改定内容 (1)

各規定の次の条項を改定（下線部分を追加）いたします。

第××条（届出事項の変更、通帳の再発行等）

(1) <略>変更なし

(2) <略>変更なし

(3) 通帳または印章を失った場合はこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人求めることがあります。なお、再発行する場合には、当社所定の手数料を支払ってください。

(4) 届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

【条項を改定する対象規定】

対象規定	対象条項
外貨普通預金規定	第 8 条
外貨定期預金規定（先物為替予約付）規定《通帳制》および《証書制》	第 8 条
外貨定期預金規定（自動継続）《通帳制》および《証書制》	第 1 1 条
外貨定期預金規定（非自動継続、自動解約入金）《通帳制》および《証書制》	第 1 0 条
外貨当座預金規定	第 1 1 条

2. 改定内容 (2)

各規定に次の条項を追加いたします。（下線の条項を追加：以下次条を 1 条ずつ繰下げ。）

第××条（外国為替市場閉鎖日の取扱い）

外国為替市場閉鎖日の日には、当社がやむを得ないものと認めて払戻しをする場合以外は、この預金の預入れ、払戻し、書替継続はいたしません。上記例外的に払戻しをする場合、為替レートは仮レートで計算し、再び外国為替市場が開かれた営業日に当社所定の為替相場で精算します。また、臨時に外国為替市場が開かれない場合も同様の取扱いとします。

【条項を追加する対象規定】

対象規定	対象条項
外貨定期預金規定（先物為替予約付）規定《通帳制》および《証書制》	第 8 条
外貨定期預金規定（自動継続）《通帳制》および《証書制》	第 6 条
外貨定期預金規定（非自動継続、自動解約入金）《通帳制》および《証書制》	第 5 条
外貨当座預金規定	第 1 0 条

（平成 22 年 3 月 15 日現在）

以上